

日本消化器がん検診学会国際研究助成事業規程

(目的)

第1条 国際研究助成事業は定款第5条4項に定める検診学の研究、発展、検診形態の開発と普及が必要であり、本邦のみの狭隘な考察にとどまらず、広く海外に目を向けた国際的な学術交流の立ち上げを支援する目的で平成18年にて制定した。

(助成対象・資格)

第2条 国際研究助成事業は、消化器がん検診に関する海外との共同研究または海外との交流研究事業などを対象とする。

- 1) 研究を行うことを希望する研究者またはグループ研究者とし、主任研究者以外は非会員でも可能とする。
- 2) 同一研究者及び同一グループ研究者に対しての助成は、より多くの機関に助成の機会を与えるために、1回限りとし連続した助成は行わない。
- 3) 研究方法で倫理上の問題に抵触する研究計画は対象外とする。
- 4) 当該研究に対して、他からの研究助成を受けている応募者は対象としない。

(助成金)

第3条 1年あたり2件以内までの助成とし、1件あたりの助成額は年間100万円を上限とし、当該年度内での研究費の使用を原則とする。但し、倫理委員会にて研究期間の延長が承認されている場合には、次年度(研究第2年次)までの研究費の繰り越しを認める。

第4条 助成金の実績報告書は使途を明確にした支払証拠書として、原則として見積・納品・領収書を添えて報告する。

第5条 採択された研究への助成金は、倫理委員会の承認が必要な研究に対しては、倫理委員会承認証明書の提出後に供与する。

(選考)

第6条 応募者の中から助成対象者を学会賞受賞者選考委員会において、厳正かつ公正な審議により選出、決定し、理事会に報告する。

第7条 助成金対象者は直近の総会で公表する。

(研究成果の公表)

第8条 助成対象者は、報告書(会計報告などを含む)の提出と研究助成終了後に総会での報告を行う。研究成果は原則として日本消化器がん検診学会雑誌(オンラインジャーナル)へ原著として執筆し、HPで公表する。

第9条 本研究助成による研究成果を専門誌で発表された場合には、当該雑誌名、掲載年などを含んだ論文の写しを提出すること。

(規則の改廃)

第10条 本規則の改廃は当該委員会で審議し理事会で決定する。

附則

1. この規程は、2024年6月6日理事会承認。